

# レンタカー貸渡約款

## 第1章 総則

### 第1条(約款の適用)

1. 貸渡人(以下、「当店」といいます)は、この貸渡約款(以下、「約款」といいます)の定めるところにより、貸渡自動車(以下、「レンタカー」といいます)を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当店は、約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

## 第2章 予約

### 第2条(予約の申込み)

1. 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び当店所定の料金表等に同意の上、当店指定の方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の備品の要否、その他の借受条件(以下、「借受条件」といいます)を明示して予約の申込みを行なうことができます。
2. 当店は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当店の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は当店が特に認める場合を除き、当店所定の予約申込金を支払うものとします。

### 第3条(予約の変更)

1. 借受人は、レンタカー貸渡契約(以下、「貸渡契約」といいます)の締結前に、前条第1項の借受条件を変更するときは、あらかじめ当店の承諾を受けなければならないものとします。
2. 2回目以降の予約変更については、1回の変更につき予約事務手数料(金3,000円)を支払うものとします。

### 第4条(予約の取消し等)

1. 借受人は、当店所定の方法により、予約を取り消すことができます。

2. 借受人が、予約した借受開始時刻を1時間以上経過しても貸渡契約の締結手続きに着手しなかつたときは、当店が特に認めた場合を除き、予約が取り消されたものとみなします。
3. 本条前2項の場合、借受人は、当店所定の予約取消手数料(キャンセル料)を直ちに当店に支払うものとし、当店は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
4. 当店の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当店は受領済の予約申込金を返還するものとします。
5. 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人、もしくは当店のいずれの責にもよらない事由により貸渡約款が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。

#### 第5条(代替レンタカー)

1. 当店は借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー(以下「代替レンタカー」といいます。)の貸し渡しを申し入れることができるものとします。ただし、代替レンタカーの用意ができない場合、予約の取り消しとし、受領済の貸渡料金等を全額返還するものとします。
2. 借受人が前項の申し入れを承諾したときは、当店は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなる時は、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。
3. 借受人は、本条第1項の代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。
4. 本条第3項の場合において、本条第1項の貸渡しをすることができない原因が、当店の責に帰さない事由による時には約款第4条第5項の予約の取り消しとします。

#### 第6条(免責)

当店及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、約款第4条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

## 第3章 貸渡し

### 第7条(貸渡契約の締結)

1. 借受人は約款第2条第1項に定める借受条件を明示し、当店は約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸渡できるレンタカーがない場合又は借受人もしくは運転者が約款第8条第1項、もしくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。
2. 貸渡契約を締結した場合、借受人は当店に約款第10条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。
3. 当店は、監督官庁の基本通達(注1)に基づき、貸渡簿(貸渡原簿)及び約款第13条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に對し、借受人の指定する運転者(以下、「運転者」といいます)の運転免許証の提示及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、当店に対し、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとします。

(注1) 監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」(自旅第138号 平成7年6月13日)の2.(10)および(11)のことをいいます。

(注2) 運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

4. 当店は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しを取ることができます。
5. 当店は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。
6. 当店は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し貸渡料金を、クレジットカードまたはその他の支払方法による支払いを求め、支払方法を指定することができます。
7. 当店は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し当店の休業期間の前から休業期間の後まで連續で貸渡しを行なうことができます。その場合、借受人及び運転者は以下について一切の意義を申し立てないこと、一切の損害賠償請求をしないことを承知して、これを借り受けることができます。
  - 休業期間中は電話等つながらず、店舗も閉まっています。
  - この休業期間中に発生したいかなるトラブル・アクシデントがあった場合でも当店は休業期間中であるから、一切の対応はできません。

## 第8条(貸渡契約の締結の拒絶)

1. 借受人又は運転者が以下の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとともに、予約を取り消すことができるものとします。
  - ① 借り受けるレンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき、又は当店に対して運転免許証の提示、もしくはその写しの提出がないとき
  - ② 酒気を帯びていると認められるとき
  - ③ 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき
  - ④ てんかん発作等の持病を持っているとき
  - ⑤ チャイルドシート及びジュニアシートがないにも関わらず6歳未満の幼児を同乗させるとき
  - ⑥ 「P(プレミアム)」クラスについて、運転免許を取得してから3年以上経過しない場合、または運転免許を取得してから3年以上経過していても運転の習熟に不安があるとき
  - ⑦ 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員または関係者、その他反社会的組織に属していると認められたとき
  - ⑧ 当店との取引に関し、当店の従業員、又はその他の関係者に対して暴力的行為を行った時、又は合理的範囲を超える負担費用を要求、又は暴力的言辞を用いたとき
  - ⑨ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて当店の信用を毀損し、または業務を妨害したとき
  - ⑩ 約款および細則に違反する行為があったとき
  - ⑪ その他、当店が不適当と認めたとき
2. 借受人又は運転者が以下の各号のいずれかに該当するときは、当店は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
  - ① 予約に際して定められた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき
  - ② 約款第7条第4項から第6項の求めに応じないとき
  - ③ 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金、その他当店に対する債務の支払いを滞納した事実があるとき
  - ④ 過去の貸渡しにおいて、約款第16条各号に掲げる行為があったとき
  - ⑤ 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかつた事実があったとき
  - ⑥ 貸渡ができる自動車がないとき
  - ⑦ その他当店所定の条件を満たしていないとき
3. 本条前2項の場合において借受人ととの間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人は、当店所定の予約取消手数料を直ちに当店に支払うものとします。

## 第9条(貸渡契約の成立等)

1. 貸渡契約は、借受人が当店に貸渡料金を支払い、当店が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
2. 前項の引渡しは、約款第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行なうものとします。

## 第10条(貸渡料金)

1. 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当店はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。
  - ① 基本料金
  - ② 免責補償料
  - ③ 備品使用料
  - ④ 配車引取料金
  - ⑤ その他当店所定の料金
2. 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当店が地方運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。なお、本約款に定める予約を完了した後に貸渡料金を改定した時は、予約時に適用した料金表に定める価格を貸渡料金とします。

## 第11条(借受条件の変更)

1. 借受人は、貸渡契約の締結後、約款第7条第1項の借受条件を変更するときは、あらかじめ当店の承諾を得なければならないものとします。
2. 当店は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生じるときは、その変更を承諾しないことがあります。

## 第12条(点検整備及び確認)

1. 当店は、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)及び第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします
2. 借受人又は運転者は、前項の点検整備が実施されていること及び当店所定の点検表に基づく車体外観並びに備品の検査によってレンタカーに整備不良がないこと、その他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
3. 当店は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

4. チャイルドシート及びジュニアシートは、借受人又は運転者がその責任において適正に装着し、当店はチャイルドシート等の装着について一切責任を負わないものとします。

#### 第13条(貸渡証の交付、携帯等)

1. 当店は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当店に返還するまでの間(以下、「使用中」といいます)、前項より交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当店に通知し、当店の指示に従うものとします。
4. 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当店に返還するものとします。

### 第4章 使用

#### 第14条(管理責任)

1. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用中、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、を遵守しレンタカーを使用するものとします。

#### 第15条(日常点検)

借受人は又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

#### 第16条(禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に以下の行為をしてはならないものとします。

- ① 当店の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること
- ② レンタカーを所定の用途以外に使用し、又は約款第7条第3項及び13条の貸渡証に記載された運転者及び当店が承諾した者以外の者に運転させること
- ③ レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等、当店の権利を侵害することとなる一切の行為をすること

- ④ レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造、もしくは変造し、又はレンタカーを改造、もしくは改裝する等、その原状を変更すること
- ⑤ 当店の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト、もしくは競技に使用し、又は他車のけん引、もしくは後押しに使用すること
- ⑥ 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること
- ⑦ 飲酒運転を行なうこと
- ⑧ 当店の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること
- ⑨ レンタカーを日本国外に持ち出すこと
- ⑩ その他約款第7条の借受条件に違反する行為をすること
- ⑪ 当店の承諾を受けることなく、レンタカーに装着されているドライブレコーダーの設定の変更や脱着をすること、カーナビ、オーディオ及びその他装備品を取り外し、車外に持ち出すこと。又車載工具、車載部品等を当該レンタカー以外に用いること。
- ⑫ 当店の承諾を受けることなく、ペットを同乗させること。
- ⑬ 車内で喫煙すること。

#### 第17条(違法駐車の場合の措置)

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、当店へ連絡の上、違法駐車をした地域を管轄する警察署へ出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引き取りなどの諸費用を負担するものとします。
2. 当店は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当店の指示する時までに違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当店はレンタカーが警察により移動された場合には、当店の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
3. 借受人及び運転者の違法駐車によりレンタカーの借受期間を超過した場合は、借受人は当該超過部分について別途貸渡料金等を支払うものとします。
4. 当店は、本条第2項の指示を行なった後、当店の判断により、違法処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、借受人又は運転者が違反を処理していない場合には、違反の処理が完了するまで借受人又は運転者に対して繰り返し前項の指示を行なうものとします。また、借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合は、当店は何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律

上の措置に従うことを自認する旨の所定の文書(以下、「自認書」といいます)に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

5. 当店は、当店が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のために必要な協力を行なうほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な措置をとることができるものとします。
6. 借受人又は運転者がレンタカー返却までに違反処理を行わなかった場合、当店が道路交通法第51条の4第4項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を納付した場合、当店が借受人若しくは運転者若しくはレンタカーの探索に要した費用(以下「探索費用」という)を負担した場合、又は当店が車両の移動・保管・引取り等に要した費用(以下「車両管理費用」という)を負担した場合は、借受人は、当店が指定する期日までに、次に掲げる費用を当店に支払うものとします。
  - ① 放置違反金相当額
  - ② 当店が別に定める駐車違反違約金(上記①放置違反金相当額と併せ、以下「駐車違反金」という)
  - ③ 探索費用及び車両管理費用
7. 当店は、借受人が前項に基づき駐車違反金を当店に支払った後に、当該駐車違反に係る反則金を納付し又は公訴を提起され若しくは家庭裁判所の審判に付されたことにより、当店に放置違反金が還付されたときは、駐車違反金を借受人に返還するものとします。
8. 当店は、借受人もしくは運転者が、違反処理も駐車違反金の支払いもご対応いただけない場合は、警察、公安委員会に報告すると共に、今後の借受人又は運転者に対するレンタカーの貸渡しを拒絶することができるものとします。

## 第5章 返還

### 第18条(返還責任)

1. 借受人又は運転者は、レンタカー及び備品を借受期間満了時までに所定の返還場所(約款第11条第1項により返還場所を変更したときは、当該変更後の返還場所とします)において当店に返還するものとします。
2. 借受人又は運転者は、前項の規定に違反したときは、当該違反が天災その他の不可抗力に起因する場合を除き、借受期間満了時からレンタカー及び備品を返還するまでの期間に対応する貸渡料金相当額等を当店に支払うものとします。また、前項の規定に違反したことにより当店が損害を受けた場合は、借受人はその損害の一切を賠償するものとします。

3. 借受人又は運転者は、天災その他不可効力により借受期間内にレンタカー及び備品を返還することができない場合には、当店に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当店に連絡し、当店の指示に従うものとします。

#### 第19条(返還時の確認等)

1. 借受人又は運転者は、ガソリン等の燃料を補充の上、当店立会いのもとにレンタカー及び備品を返還するものとします。この場合、通常の使用によって磨耗・劣化した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。なお、ガソリン等の補充は、約款第21条第3項に定めるとおり、補充ガソリン代金相当額を支払うことで代替することができるものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人、もしくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当店はレンタカーの返還後においては、遺留品の保管等について一切責任を負わないものとします。

#### 第20条(借受期間延長時の料金)

借受人又は運転者は、約款第11条第1項により借受期間を延長したときは、以下の各号の金額の合計額(以下、「延長料金」といいます)を、レンタカー返還時に当店に支払うものとします。

- ① 1時間までの延長について、料金表に定める超過料金
- ② 前項以外の延長について、延長後の借受期間に対応する貸渡料金に、延長前の借受期間に対応する貸渡料金を加算した金額と、支払済の貸渡料金との差額
- ③ 借受人が貸渡契約締結時に免責補償制度に加入したときは、延長時の借受期間に対応する免責補償手数料と、支払済の免責補償手数料の差額
- ④ 借受人又は運転者は、やむを得ない事由により借受期間を延長、または返還場所を変更する場合は、必ず返還期限内に出発営業所に連絡して承諾を得なければなりません。借受人は、承諾を得ることなく借受期間を超過し、返還した場合は、前項に定める延長料金のほかに、違約金(金10万円)を支払うものとします。

#### 第21条(精算)

1. 借受人又は運転者は、レンタカー返還時に延長料金、返還場所変更違約料等の未精算金(以下、「未精算金」といいます)がある場合には、当該未精算金を直ちに当店に支払うものとします。
2. 借受人又は運転者は、約款第11条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

- レンタカー返還時にガソリン等の燃料が未補充の場合、借受人又は運転者は、使用中の走行距離に応じて当店所定の計算式により算出した金額(以下、「燃料精算金」といいます)を、直ちに当店に支払うものとします。

#### 第22条(不返還となった場合の措置)

- 当店は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカー及び備品を返還せず、かつ、当店の返還請求に応じない等、レンタカー又は備品が不返還になったと認められるときは、民事、刑事上の法的措置を講じるものとします。
- 当店は、本条前項に該当するときは、レンタカー及び備品の所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置を講じるものとします。
- 本条第1項に該当する場合、借受人又は運転者は、借受期間満了時から当店がレンタカー及び備品を回収するまでの期間に対応する貸渡料金相当額等を当店に支払うと共に、約款第27条の定めにより当店に与えた損害(レンタカーの探索及び回収、並びに借受人又は運転者の探索に要した費用を含みます)について賠償する責任を負うものとします。
- 当店は、借受人又は運転者が借受期間満了日から起算して3日以上、レンタカーの返還もなく、借受人又は運転者と連絡がつかない場合は、借受人又は運転者によりレンタカーの盗難があつたものとみなします。この場合は、所轄警察署へ盗難届けを提出するものとします。

## 第6章 故障・事故・盗難時の措置

#### 第23条(故障発見時の措置)

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当店に連絡するとともに、当店の指示に従うものとします。
- 借受人又は運転者は、本条前項に定める異常、もしくは故障が借受人又は運転者の故意、もしくは過失による場合は、約款第27条の定めにより当店に与えた損害(レンタカーの引き取り及び修理に要する費用を含みます)を賠償する責任を負うものとします。
- レンタカーの故障等が借受人に対する貸渡し前に存した瑕疵による場合は、当店は借受人に対して代替レンタカーの提供を行うものとします。
- 借受人が本条前項の代替レンタカーの提供を受けないとき、または当店が代替レンタカーの提供が行なえないときは、貸渡契約を終了させるものとし、当店は、受領済の貸渡料金及び免責補償料から、貸渡しから貸渡契約終了時までの期間に対応する貸渡料金及び免責補償料を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

#### 第24条(事故発生時の措置)

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、以下に定める措置をとるものとします。
  - ① 直ちに事故の状況等を当店に報告し、当店の指示に従うこと
  - ② 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行なう場合は、当店が認めた場合を除き、当店又は当店の指定する工場で行なうこと
  - ③ 事故に関し当店及び当店が契約している保険会社の調査に協力するとともに、当店が要求する書類等を遅滞なく提出すること
  - ④ 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当店の承諾を受けること
2. 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理及び解決するものとします。
3. 当店は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行なうとともに、その解決に協力するものとします。
4. 借受人又は運転者がレンタカーを使用中にレンタカーに係る事故等が発生した場合は、その時点で貸渡契約は終了するものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちにレンタカーを当店に返却するものとし、当店は受領済の貸渡料金及び免責補償手数料を返還しないものとします。

#### 第25条(盗難発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカー及び備品の盗難が発生したとき、その他の被害を受けたときは、以下に定める措置をとるものとします。

- 直ちに最寄りの警察に通報すること
- 直ちに被害状況等を当店に報告し、当店の指示に従うこと
- 盗難、その他の被害に関し当店及び当店が契約している保険会社の調査に協力するとともに、当店が要求する書類等を遅滞なく提出すること

#### 第26条(使用不能による貸渡契約の終了)

1. 使用中において事故、盗難その他の事由(以下、「事故等」といいます)によりレンタカーが使用できなくなったとき(道路運送車両法等の法令に定める基準を満たさなくなったときを含みます)は、貸渡契約は終了するものとし、借受人又は運転者は、約款第5章の定めにより直ちにレンタカー及び備品を当店に返還するものとします。

2. 借受人又は運転者は、本条前項の場合、未精算金又は燃料精算金があるときは、約款第5章の定めにより直ちにこれを当店に支払うとともに、約款第27条の定めにより当店に与えた損害（レンタカーの引き取り及び修理等に要する費用を含みます）を賠償する責任を負うものとし、当店は受領済の貸渡料金及び免責補償手数料を返還しないものとします。ただし、故障等が本条第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りではないものとします。
3. 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当店から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。
4. 借受人が本条前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当店は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当店が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
5. 事故等が借受人、運転者及び当店のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当店は、受領済の貸渡料金及び免責補償料から、貸渡しから貸渡契約終了時までの期間に対応する貸渡料金及び免責補償料を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
6. 借受人又は運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかつたことにより生ずる損害について当店に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

## 第7章 賠償及び補償

### 第27条(賠償及び営業補償)

1. 借受人又は運転者は、借受人又は運転者がレンタカーの使用中に第三者又は当店に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人及び運転者の責に帰すべからざる事由による場合を除きます。
2. 本条前項の当店の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由によるレンタカー又は備品の故障・汚損・臭気等により当店がそのレンタカー又は備品を利用できないことによる損害については、別に定める休業補償として、借受人又は運転者は当店に対して損害賠償金を支払うものとします。
3. 借受人又は運転者は、約款第16条⑦(飲酒運転の禁止)に定める事項に違反して、事故を起した場合は、いかなる理由によてもその責任を免除されず、当店に対して違約金として金30万円を支払うものとします。なお、当該違反の結果、当店に損害が生じた場合には、借受人又は運転者は、別途当該損害を賠償する義務を負うものとします。

## 第28条(保険・補償)

1. 使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、当店がレンタカーについて締結した損害保険契約により、以下特記事項に記載する限度(以下、「補償限度額」といいます)内の保険金が支払われます。なお、借受人又は使用者が独自に加入する損害保険契約により、レンタカーに係る事故の賠償が可能な場合は、当店のレンタカーに関する損害保険契約に優先して適用します。

### 【補償限度額】

- ① 対人保険:1名につき 無制限
  - ② 対物保険:1事故につき 無制限(免責額:10万円)
  - ③ 車両保障:1事故につき 時価額(免責額:10万円)
  - ④ 搭乗者保険:1名につき 3,000万円
2. 保険約款の免責事由に該当する場合は、本条第1項に定める保険金は支払われません。
  3. 保険金が支払われない損害及び補償限度額を超える損害については、全額借受人又は運転者の負担とします。
  4. 当店が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当店の支払額を当店に弁済するものとします。
  5. 本条第1項又は第2項の免責額は、借受人又は運転者の負担とします。ただし、貸渡契約時に借受人が免責補償制度(CDW)に加入し、免責補償手数料を支払った場合で、かつ、警察及び当店に届出のない事故、保険金が支払われない事故(故意によって生じた損害、タイヤの損傷、クラッチの焼損等)、貸渡し後に約款第8条第1項第1号から第5号又は第16条各号に該当して発生した事故、並びに借受期間を無断で延長して当該延長後に発生した事故のいずれにも該当しない場合は、当店が当該免責額を負担します。
  6. 公道以外での走行(サーキット場など)、悪路の走行、自動車レースでの走行など無謀運転での過失は保険補償の対象外となることがあります、借受人又は運転者の全額負担となることがあります。
  7. 鍵を付けたままで駐車し、盗難にあった場合や、迷惑駐車などに起因した損害、借受人又は運転者の使用・管理上の落ち度があった場合(インジケーター・ランプが点滅等した際、適切な処置を怠ったために故障した等)、車内外の備品の紛失、タイヤ・チェーン等の取扱い及び整備不良による損害については、保険補償の対象外となります。
  8. 借受人又は運転者の責に帰すべき事由によるレンタカー又は備品の破損・汚損の交換修理費用は保険補償の対象外となります。(タイヤのパンク、ホイール、キャリア、その他備品)
  9. 本条第1項に定める損害保険の保険料相当額は貸渡料金に含みます。

## 第8章 解除

### 第29条(貸渡契約の解除)

当店は、借受人又は運転者が使用中に約款に違反したとき、又は約款第8条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの催告を要せずに貸渡契約を解除し、レンタカーの返還を請求することができるものとし、この場合、借受人又は運転者は、約款第5章の定めにより直ちにレンタカー及び備品を当店に返還するとともに、未精算金又は燃料精算金があるときは、直ちにこれを当店に支払います。

前項の場合、当店は受領済の貸渡料金、免責補償料等の一切を借受人に返還しないものとします。

### 第30条(同意解約)

1. 借受人は、使用中であっても、当店の同意を得て別に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当店は、受領済の貸渡料金、免責補償手数料から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金、免責補償手数料を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
2. 借受人は、前項の解約をするときは、当店所定の解約手数料を支払うものとします。

【解約手数料】=(貸渡契約で定めた借受期間の基本料金) - (貸渡しから解約による返還までの期間に対応する基本料金) × 100%

3. 借受人又は運転者は、解約手数料のほか、未精算金又は燃料精算金があるときは、約款第21条の定めより、これらを直ちに当店に支払うものとします。

### 第31条(相殺)

当店は、約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当店に対する金銭債務といつでも相殺することができます。

### 第32条(消費税)

借受人又は運転者は、約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含みます)を当店に対して支払うものとします。

### 第33条(遅延損害金)

借受人又は運転者及び当店は、約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

### 第34条(細則)

1. 当店は、約款の細則を別に定めることができるものとし、当該細則は約款と同等の効力を有するものとします。
2. 当店は、別に細則を定めたときは、当店の営業所に掲示するとともに、当店の発行するパンフレット及び料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

### 第35条(動態管理及び自動車運転録画)

1. 借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム(GPS機能)及び、自動車運転録画システム(ドライブレコーダー)が搭載されている場合があり、借受人及び運転者の現在位置、運転経路、運転状況等が記録されること、及び当店が当該記録を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾するものとします。
  - ① レンタカー及び貸渡契約の管理のため、借受人及び運転者の運転状況を当店が認識する必要があると当店が判断した場合。
  - ② 借受人及び運転者に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、借受人、運転者、その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合。
2. 借受人及び運転者は、前項のレンタカーに全地球測位システム(GPS機能)及び、自動車運転録画システム(ドライブレコーダー)によって記録された情報について、当店が法令上の根拠に基づく開示請求若しくは開示命令を受けた場合、又は裁判所、捜査機関若しくは行政機関から開示請求若しくは開示命令を受けた場合には、当該開示請求及び開示命令に応じるのに必要な限度において開示されることを異議なく承諾するものとします。

### 第36条(個人情報の取り扱い)

当店が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は以下のとおりです。

下記利用目的に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行ないます。

- レンタカー事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成するなど、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため
- 借受人又は運転者にレンタカー及びこれらに関連したサービスの提供をするため
- 借受人又は運転者の本人確認及び審査をするため
- レンタカー、中古車、その他の当店において取り扱う商品及びサービス、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、Eメールの送信等の方法により、借受人又は運転者にご案内するため
- 当店の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため

- 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため

#### 第37条(合意管轄裁判所)

約款に基づく権利及び義務について紛争が生じた場合は、当店本店及び営業店舗の所在地並びに借受場所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第38条(附則)

本約款は、許可を受けた日から施行します。

以上

#### 別紙

#### 【予約取消手数料(キャンセル料)】

借受予約日の 7 日前まで ..... 無料

借受予約日の 6 日前から 3 日前の営業時間内 ..... 貸渡料金の 30%

借受予約日の 2 日前から前日の営業時間内 ..... 貸渡料金の 50%

借受予約日の当日 ..... 貸渡料金の 100%

※18 時以降のご連絡は翌日キャンセル扱いとさせていただきます。

#### 【免責補償制度(CDW)について】

別に定める手数料を支払うことで、万一の事故の際、お客様の負担となる対物免責額と車両免責額および休業補償(ノン・オペレーションチャージ)の支払いを免除する制度です。なお同一のご利用において複数事故が発生した場合、初回事故のみの適用となります。

##### 1. 免責補償(通常)

- ① 自損・当て逃げ以外の事故の際、対物免責額と車両免責額が 0 円になります。
- ② 自損・当て逃げの事故の際、対物免責額が 0 円になります。

##### 2. 免責補償(ワイド)

- ① 上記に加え、自損・当て逃げの事故の際、車両免責額も 0 円になります。
- ② 休業補償(ノン・オペレーションチャージ)の支払いが免除されます。

- 免責補償制度への加入は、貸渡し手続き時に行なってください。(貸渡し手続き後の加入、解約はできません)

- 運転される方全員を、貸渡し時にお申し出ください。
- 免責補償(ワイド)のみの加入はできません。(通常の免責補償との同時加入が条件です)
- 運転免許取得後3年を経過していない方、並びに国際運転免許証でご利用の方は、免責補償制度に加入できません。
- 上記以外にも、過去に事故歴がある、運転の習熟に不安がある等、当店が不適当と認めた場合も、免責補償制度に加入できません。

#### 【休業補償(ノン・オペレーションチャージ)について】

##### 1. レンタカー

- ① 予定の返還場所に返還された場合(自走可能)………50,000 円
- ② 上記以外の場合(自走不可)………100,000 円

##### 2. 備品

- ① 修理不可の場合………代替品の購入代金の 75%
- ② 修理可能の場合………修理日数×該当品の1回あたりのレンタル料金×50%

- 休業補償には消費税はかかりません。
- 貸渡契約時に借受人が免責補償制度(CDW)ワイドに加入し、所定の免責補償手数料を支払った場合、休業補償の支払いは免除されます。ただし、本約款に定める禁止行為があった場合や、故意による事故・汚損(禁煙車での喫煙含む)が認められた場合については、休業補償の支払いは免除されません。

#### 【燃料の精算について】

返却時に燃料が未補充の場合、以下の計算式により燃料代を算出することとします。

お客様走行距離 ÷ 車種ごとの実燃費(当店所定の計算式で算出) × 当店所定の燃料単価

※お客様が途中で給油された場合は、算出された燃料代から、給油所が発行したレシートの金額を差引きます

※燃料代には、各種割引制度は適用できません

#### 【駐車違反違約金について】

レンタカー使用中に駐車違反をし、ご返却までに違反処理をしていただけなかった場合、駐車違反違約金として、放置違反金相当額とは別に、10,000 円(不課税)をご負担いただきます。なお、レンタカーのご返却後に、警察に出頭・反則金納付のうえ、交通反則告知書と領収印のある納付書・領収証書等の書類を、所定の方法でご提示いただくことにより、お預かりした金額をご返金いたします。

以上